

令和7年6月13日

令和7年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和7年6月13日付託分)

附 属 資 料

総 務 局

目 次

	ページ
1 選挙長等の報酬等に関する条例 新旧対照表	1

1 選挙長等の報酬等に関する条例（昭和31年神奈川県条例第33号）新旧対照表

改 正	現 行																				
第1条 選挙長、選挙分会長、審査分会長、開票管理者、選挙立会人、開票立会人及び審査分会立会人（以下選挙長等という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法については、この条例の定めるところによる。	第1条 選挙長、選挙分会長、審査分会長、開票管理者、<u>投票管理者</u>、選挙立会人、開票立会人、<u>投票立会人</u>及び審査分会立会人（以下選挙長等という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法については、この条例の定めるところによる。																				
第2条～第4条 （略）	第2条～第4条 （略）																				
別表（第2条、第3条関係）	別表（第2条、第3条関係）																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙長 選挙分会長 審査分会長 開票管理者</td><td>1日につき <u>12,200円</u></td></tr> <tr> <td>（削除）</td><td></td></tr> <tr> <td>選挙立会人 開票立会人 審査分会立会人</td><td>1日につき <u>10,100円</u></td></tr> <tr> <td>（削除）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	選挙長 選挙分会長 審査分会長 開票管理者	1日につき <u>12,200円</u>	（削除）		選挙立会人 開票立会人 審査分会立会人	1日につき <u>10,100円</u>	（削除）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙長 選挙分会長 審査分会長 開票管理者</td><td>1日につき <u>10,800円</u></td></tr> <tr> <td><u>投票管理者</u></td><td><u>1日につき 12,800円</u></td></tr> <tr> <td>選挙立会人 開票立会人 審査分会立会人</td><td>1日につき <u>8,900円</u></td></tr> <tr> <td><u>投票立会人</u></td><td><u>1日につき 10,900円</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	選挙長 選挙分会長 審査分会長 開票管理者	1日につき <u>10,800円</u>	<u>投票管理者</u>	<u>1日につき 12,800円</u>	選挙立会人 開票立会人 審査分会立会人	1日につき <u>8,900円</u>	<u>投票立会人</u>	<u>1日につき 10,900円</u>
区分	報酬額																				
選挙長 選挙分会長 審査分会長 開票管理者	1日につき <u>12,200円</u>																				
（削除）																					
選挙立会人 開票立会人 審査分会立会人	1日につき <u>10,100円</u>																				
（削除）																					
区分	報酬額																				
選挙長 選挙分会長 審査分会長 開票管理者	1日につき <u>10,800円</u>																				
<u>投票管理者</u>	<u>1日につき 12,800円</u>																				
選挙立会人 開票立会人 審査分会立会人	1日につき <u>8,900円</u>																				
<u>投票立会人</u>	<u>1日につき 10,900円</u>																				